

(別表)

事業区分	助成対象経費	助成額	摘要
(1) 海外商談活動	①海外渡航経費 ◆国内交通費（公共交通機関利用のみ） ◆航空運賃 ◆現地交通費（特段の事情がない限り、公共交通機関利用のみ） ◆宿泊費 等	上限80千円、 10/10以内 ※会員あたり、年 度中1回限りと する。	◆展示会等参加に係る渡航経費の 場合は、展示会等の概要（出展案 内など）の書類を添付すること。 ◆自社単独の商談活動に係る渡航 経費の場合は、商談先リストを 添付すること。
	②新型コロナウイルス特別措置経費 ◆PCR検査・抗原検査・抗体検査の検査料 ◆陰性証明書・健康証明書等の発行に係る費用 等	上限20千円、 10/10以内 ※会員あたり、年 度中1回限りと する。	◆海外渡航の際に必要なとされる検 査に限る。 ◆この経費は、新型コロナウイルス 感染症が収束するまでの特別 措置とする。
(2) 海外における テストマーケティング	◆出品料 ◆サンプル輸送費 ◆広告宣伝費 等	上限50千円、 10/10以内 ※会員あたり、年 度中1回限りと する。	◆テストマーケティングで販売す る商品及び有償で提供するサン プルの輸送費は助成対象外とする。
(3) 輸出に向けた取組	◆外国語版ホームページの作成経費 ◆外国語パンフレット・カタログの作成経費 ◆海外向け商談用資料作成経費 ◆上記に係る翻訳費 等	上限50千円、 10/10以内 ※会員あたり、年 度中1回限りと する。	◆外国語版ホームページの作成経 費は、年度に関わらず1事業者 あたり1回限りとする。 ◆外国語パンフレット・カタログ の印刷製本費は除く。

(別表)

事業区分	助成対象経費	助成額	摘要
(4) 海外展示会・見本市・商談会への出展、参加（オンラインを含む）	<ul style="list-style-type: none"> ◆通訳雇用経費 ◆サンプル・資材等の輸送に係る経費 ◆資材費（会場で使用するレンタル備品、装飾 等） ◆資材作成経費（印刷製本費、ブース内に設置する商品説明等のパネル作成費 等） ◆現地スタッフ雇用経費 ◆展示会主催者が求める研修費 等 	<p>上限100千円、10/10以内</p> <p>※会員あたり、年度中1回限りとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆「海外商談活動」との併用可。 ◆出展料は助成対象外とする。 ◆会場で販売する商品の輸送は不可。 ◆印刷製本は、申請した事業で使用する部数のみとする。
(5) 海外向け認証取得	<ul style="list-style-type: none"> ◆申請手数料 ◆認証・認定検査費 ◆認証・認定取得に必要な従業員の研修費 ◆審査機関職員の旅費 ◆証明書発行手数料 ◆審査時の通訳雇用経費 ◆申請書類の作成費（書類の翻訳 等） ◆認証・認定の更新手数料 等 	<p>上限100千円、10/10以内</p> <p>※会員あたり、年度中1回限りとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆対象となる費用は、県内に所在する工場、店舗等に係るものに限る。 ◆認証・認定の更新手数料は、1事業者あたり最初の申請年度から通算で2回までとする。
(6) 輸出仕向国の法規制対応	<ul style="list-style-type: none"> ◆輸入事前登録制度に係る登録商品の運送費 ◆登録手数料 ◆成分分析等の検査費 ◆証明書発行手数料 等 	<p>上限100千円、10/10以内</p> <p>※会員あたり、年度中1回限りとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆対象となる費用は、現地の法規制及び商習慣において高い必要性が見込まれるものとする（輸出入事業者等が独自に要求するものは対象としない）。
(7) 知的財産権に関する外国出願	<ul style="list-style-type: none"> ◆出願に係る手数料 ◆国際登録出願手数料 ◆出願に係る翻訳費 等 	<p>上限100千円、10/10以内</p> <p>※会員あたり、年度中1回限りとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆特許庁の支援事業（補助金）を活用する場合は不可。

・1会員につき、年度中、各区分の合計額20万円を上限とする。